**学校法人の公共性を確立し、理事長・理事会による不祥事と大学私物化を防ぐ私立学校法改正を求める決議**

１．現在、文部科学省に設置された「学校法人ガバナンス改革会議」（以下、改革会議）において、私立学校法改正に向けた審議が行われている。改革会議は、「社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改正」の検討を行うことを目的とし、年内に検討結果を取りまとめるとしている。改革会議の検討結果と、内閣府で検討されている公益認定法人制度見直しの成案をふまえて条文化作業が行われ、2022年の通常国会に私立学校法改正法案が提出される予定となっており、私立学校法改正は重要な局面を迎えている。

２．日本私大教連は、2013年以降、繰り返される理事長・理事会による不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるために、「私立学校法改正案」（2013年初版、現在４版）をまとめ、その実現を求めてきた。現行私立学校法の最大の欠陥は、理事長が、理事、監事、評議員のすべてを選任する仕組みをつくることができる点にある。加えて理事長・理事会をチェックし規制する評議員会制度、監事制度、財政公開をはじめとする情報開示の仕組みは脆弱であり、理事長・理事会は合法的に絶大な権限を持つことができる。こうした私立学校法の欠陥が学校法人の不祥事があとを絶たない原因であり、日本私大教連の改正案はこれらを正すために、学校法人の管理運営について公益法人制度と同等の仕組みとするよう求めている。

３．改革会議の「議論中間まとめ」（2021年10月28日）は、評議員会を「最高監督・議決機関」とし、理事・監事・会計監査人の選任・解任などの重要事項を議決するものとすること、理事は評議員から除外すること、理事会・理事による評議員の選任は無効とすること等を会議の「合意事項」としている。これらは理事長・理事会の専断を防止するために必要不可欠な改正であり、日本私大教連の改正案が求めてきた方向性と一致している。

４．しかし、「合意事項」に、現職の教職員を評議員から除外することが含まれていることは、ガバナンス改革の実効性を台無しにする重大な問題点である。改革会議は、教職員を理事長・理事会の影響下にある「使用人」とみなしているが、私立学校の教職員は、他の公益法人や会社法人とは異なり、単なる「使用人」ではない。学校法人と学校法人が設置する学校は、それぞれ私立学校法と学校教育法という異なる法律によって規律されており、それぞれが自律した機関である。特に大学は、日本国憲法、教育基本法によって学問の自由と大学の自治が保障されており、学校教育法は、学長、副学長、学部長、教授会を法定し、教職員を「統督」する権限をもつのは理事長・理事会ではなく学長である。また他の公益法人や会社法人は、法人そのものが事業主体であるが、私立学校制度においては教育という事業を行うのは教学機関である学校であり、学校法人ではない。学校法人は経営にあたり、教学機関の専門的な意向（大学では自治）を尊重するという関係にある。

理事長・理事会による不祥事は、理事長が、教学機関とその構成員である教職員の役割を尊重せずに、単なる「使用人」として専断的に支配し、有無を言わせない状態、さまざまな決定プロセスから完全に排除してしまう状態から発生する。教職員が法人理事長・理事会の単なる「使用人」であるという認識を前提にして制度設計を行うことは、理事会・理事長の専断的運営を容認・助長するものであり、私立学校制度の根幹をゆるがすものである。

高度な公共性を有する高等教育機関である私立大学の教職員には、学生に対する直接の責任だけではなく、理事長・理事会の不正を発見しこれを是正させる責任、大学教育・研究を尊重した管理運営が行われているかをチェックする責任がある。これらの社会的責任を全うするためには、学校法人のガバナンスに参加し、その役割・使命を発揮することが不可欠である。教職員を評議員から除外するのではなく、評議員の選任が理事長・理事会の意向に左右されることがないよう、私立学校法に民主的な選任手続きを規定することこそが求められている。

５．日本私大教連の改正案は、評議員会は、①教職員、②卒業生、③私立学校の教育・研究及び私立学校の運営・経営に識見ある者（学識経験者）から構成されること、また①教職員から選出された評議員を評議員定数の4割程度とし、②卒業生と③学識経験者をそれぞれ3割程度とすることを提案しており、過半数を学外者とするという考え方も明確である。

６．以上の点から、改革会議および文科省に対し、法改正を実効性のあるものとするために、①教職員が現行法制度上でも果たしている役割を正しく認識し、評議員会に相当な割合で参加させること、②現に、評議員会が学外者と教職員との適切な割合で構成され、議決機関となっている学校法人には、不祥事を防止する力あるいは自浄能力がある点を検証し確認すること、③具体的な割合を提案している上記改正案（11頁）を検討すること、を求める。理事長・理事会の専断的運営による不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるために、評議員会の議決機関化とともに、教職員の役割・使命を十全に発揮できるよう、評議員会構成を法定する私立学校法改正を行うことを求める。

以上、決議する。

2021年11月21日　　日本私大教連第34回定期大会